

平成 30 年 12 月 14 日

国 税 庁

報 道 発 表 資 料

【概要】

今般、東京国税局及び大阪国税局から、マイナンバーを含む個人情報に記載されている源泉徴収票や支払調書など（以下、「源泉徴収票等」という。）の入力業務の委託を受けていたシステムズ・デザイン株式会社（東京都杉並区和泉 1-22-19）が契約に違反し、国税局に無断で、

- ① 国内の他の事業者に入力業務を再委託していた（再委託件数 696,614 件、うちマイナンバーが記載されているものは約 55 万件と推計）
- ② スキャナを利用して源泉徴収票等 124 件を業務に不必要にもかかわらずイメージデータとして保存していた

という事実が、国税局の監査により把握されました。

これらの行為は、国税局との契約に違反するとともに、①については番号法 10 条（許諾なき再委託の禁止）に違反し、②については同法 20 条（収集等の制限）に違反するものです。

（注）番号法とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をいう。

なお、国税局とシステムズ・デザイン株式会社がこれまで調査した限りにおいては、再委託先から外部へ個人情報が流出している痕跡はありませんでした。

また、海外の事業者への再委託が行われていないことを確認しております。

以上の事実につきましては、万全を期すために、外部専門家による精査を実施中です。

システムズ・デザイン株式会社と締結している平成 30 年度の契約については、解除しており、今後、競争参加資格の停止を措置していく予定です。

【今後の対応】

今後、各国税局が契約している源泉徴収票等の入力業務の受託業者に対して、改めてマイナンバーを含む個人情報の管理の徹底を指示いたします。

また、国税庁内に「再発防止 P T」を設置し、源泉徴収票等の入力業務の内製化をはじめ、個人情報を扱う外部委託業務のあり方の見直しを図るなど、再発防止に万全を期してまいります。

【問合せ先】

管理運営課

企画専門官 小林（内線 3882）